

教育厚生委員会会議録

日時 平成28年10月3日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後2時26分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 遠藤 浩
副委員長 浅川 力三
委員 前島 茂松 河西 敏郎 渡辺 淳也 久保田松幸
佐藤 茂樹 卯月 政人 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 守屋 守 教育次長 宮澤 雅史
教育監 渡井 渡 教育監 小川 巖
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小島 良一 学力向上対策監 井上 耕史
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 望月 啓治
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 手島 俊樹
新しい学校づくり推進室長 鈴木 昌樹 社会教育課長 岩下 清彦
スポーツ健康課長 赤岡 重人 国体推進室長 三井 勉
学術文化財課長 小澤 祐樹

福祉保健部長 市川 満 福祉保健部理事 三科 進吾
福祉保健部次長 前嶋 健佐 福祉保健部次長 三井 孝夫
福祉保健部次長(医務課長事務取扱) 井出 仁
福祉保健総務課長 中山 吉幸 監査指導室長 渡辺 久夫
健康長寿推進課長 内藤 梅子 国保援護課長 古屋 正
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 山本 盛次
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 岩佐 景一郎

議題 (付託案件)

- 第82号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第91号 動産購入の件

請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第28-6については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時02分から午前10時47分まで教育委員会関係、休憩をはさみ午後1時01分から午後2時24分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(第73回国民体育大会冬季大会開催準備費について)

渡辺委員 教2ページ、第73回国民体育大会冬季大会開催準備費についてお伺いいたします。冬季国体において小瀬スポーツアイスアリーナが競技場として使用されるに当たって、今回老朽化した設備等の更新を行うという御説明でしたけれども、まず初めに、そもそもアイスアリーナは、いつ、どれぐらいの費用をかけて整備されたものなのかお伺いいたしますとともに、また現在の利用状況についてお伺いいたします。

三井国体推進室長 小瀬スポーツ公園アイスアリーナにつきましては、平成9年から12年に約20億円をかけて整備したところでございます。利用状況につきましては、同施設は、7月1日から翌年3月31日までの9カ月間を休まず営業しており、利用者数は年間約7万人となっております。

渡辺委員 平成12年に完成したという御説明でしたけれども、十数年たっていると同時に、年間7万人ぐらいということで、県内でも大分ここがメインの会場になっておりまして、利用者数も大分多いという印象を受けました。それでは、ここに記載されているように、事業内容として製氷装置あるいは中央監視盤の更新等と書かれておりますけれども、具体的にはどのような設備なのかお伺いいたします。

三井国体推進室長 まず製氷装置につきましては、アイスリンクの氷の下には直径1センチ程度の管を一面に張りめぐらせており、冷却した不凍液が流れる間に散布した水が接触して製氷される仕組みとなっております。製氷装置はこの製氷のための管であります。また、冷却装置でございますが、製氷装置に循環させる不凍液を冷却する装置でございます。中央監視盤につきましては、電気、空調、防災、給排水等の設備を制御する装置でございます。その他としまして、施設正面に位置する2階の観客席に通ずる外部階段及び手すりを整備する予定でおります。

渡辺委員 2億4,300万円余を使って、主に御説明のあった4つの設備を更新するというお話でした。この2億4,300万円余の中で、諸収入が1億7,300万円ほど計上されているんですけども、この内容はどういうものになるのかお伺いいたします。

三井国体推進室長 事業費の財源としまして、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を諸収入として見込んでおります。この助成金は、国民体育大会冬季大会競技会場整備事業を対象としたものでありまして、助成率が対象経費の4分の3と他の補助金と比べて有利な制度となっております。

渡辺委員 totoの助成金を使って、しかも4分の3助成されるということで大変大きな金額なので、ぜひこれを使って進めていただきたいんですけども、アイスアリーナを使う施設としては、ショートトラックとか、例えばフィギュアとか、スピードスケートというのが、ほかにもあると思うんですけども、小瀬スポーツ公園のアイスアリーナではこういった競技をして、それ以外にどこかの会場を使って行うのであれば、その会場では一体どんな競技をするのかお伺いいたします。

三井国体推進室長 小瀬スポーツ公園アイスアリーナでは、ショートトラックとフィギュア競技を実施することとしております。スピード競技につきましては、富士急ハイランドセイコーオーバルで開催いたし

ます。また、開始式及び表彰式につきましては、富士吉田市民会館富士五湖文化センターで行うこととしております。

渡辺委員 ぜひこのアイスアリーナの更新をしていただいて、また、私の地元の富士吉田市で開始式やまたスピードスケートを行うということで、ぜひ連携して2つの会場で一体として大きな盛り上がるの大会になるように準備を進めていただければと思うんですけども、この第73回冬季国体に向けて、今現在の準備状況がどのようになっているのかお伺いします。

三井国体推進室長 冬季国体の開催に向けた準備の状況ですが、本年5月に知事を会長とする88名の委員等からなります山梨県実行委員会を設立するとともに、広報デザインとか式典など、専門家や関係団体の代表者等からなる4つの専門委員会を設置し、各企画や事業の進め方などを審議していただく中で準備を進めているところでございます。

主な準備内容としましては、大会のテーマ、スローガン、シンボルマーク、マスコットの選定、式典の演出内容の検討、出演者の選定、宿泊施設の確保や配宿業務を行う委託業者の選定や宿泊料金の設定などを行っているところでございます。

佐藤委員 平成30年の春先に冬季国体が行われるわけですけども、例年、甲府市を初め地域のいろいろな団体、子どもクラブとかそういったところがスケート教室で利用していると思うんですが、工期的なものでそういった利用に支障があるようなことはないのでしょうか。

三井国体推進室長 今回の工事につきましては、先ほどのアイスアリーナの休業期間中、4月から6月について工事をするとしておりますので、できるだけ選手の競技・育成、あるいはスケート教室、あるいは一般の利用者、こういったものに影響のないような工事のスケジュールを考えております。

佐藤委員 わかりました。昔は、アイスパレスだとかスケートリンクとかいうのがあったんですが、甲府の団体は、今は小瀬にしか利用できる場所がないというのがありますから、そういった各種団体の利用状況に支障がないようにまた工期をうまく調整していただければいいと思います。ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 動産購入の件

質疑

浅川副委員長 今回購入するフライス盤というものについてよくわからないんですが、本県の企業で、特に機械電子工業会が中心になって技術者を求めているということですが、どのような機械ですか。

手島高校教育課長 資料2ページをごらんいただければと思いますが、フライス盤とは、金属材料を削ることにより目的の形にしていく機械でございます。削りたい材料を「テーブル」と書かれているところに置きまして、回転している刃物に当て、平面や溝などの切削加工を行っていきますが、切削加工につきましては高い精度が求められるため、熟練した技能が必要となっております。

浅川副委員長 現在、工業系高校でフライス盤というものを使っているようですが、これはいつごろどんな形で購入したものか、台数がどのぐらいあるのかを教えてください。

手島高校教育課長 現在、工業系高校6校にあります立てフライス盤は12台でございます。年式につきましては、各校ごと若干違っておりますが、昭和30年代のものが1台、昭和40年代のものが6台、昭和50年代のものが2台となっております、平成になってから購入したものにつきましては3台でございます。

浅川副委員長 全部入れかえみたいなのが書いてあるわけですが、基本的にはそっくり入れかえるということですか。

手島高校教育課長 甲府城西高校の1台につきましては平成19年度に設置されたものですので、この1台は今後も使用していく中で、1台の新規の追加としております。残る11台につきましては、一応入れかえと考えております。

浅川副委員長 金額も大変大きいわけでありますが、この機械を導入することによって、工業高校系の技術者の養成にかなり寄与できるのかどうか。古い機械との差異はどのようなものがあるんですか。

手島高校教育課長 例えば現在工業系高校につきましては、技能検定の取得に力を入れて取り組んでいるところでございます。その中でフライス盤の技能検定につきましては、3級を例に挙げますと、平成22年と平成26年に1名ずつ合格したのみとなっております。この理由としましては、学校にあるフライス盤の老朽化により、学校での指導では技能検定に十分対応ができていないという状況があるかと思えます。したがって、今回の導入によりまして各学校における技能検定等への対応等の指導が充実するものと考えておりますので、県の製造業界等にニーズのあるフライス加工の技術者の育成につながるものと考えております。

浅川副委員長 今、平成22年と平成26年で1人ずつの合格と聞きましたが、受検者はどのくらいいるんですか。

手島高校教育課長 大変申しわけありませんが、フライス盤の受検数につきましては把握ができておりませんが、技能検定トータルでございますと、昨年度は489名の受検者で、合格者数は377名となっております。

浅川副委員長 この新しい機器を導入しないと、今の既存のフライス盤では合格率は上がらないし、適切な指導ができないということですね。

手島高校教育課長 現在フライス盤の技能習得に関しましては、県内の企業とか、あるいは県の産業技術短期大学校等の協力によりまして企業実習あるいは技能訓練等に努めているところでございますが、やはり検定取得となりますと自校での訓練が必要かと思えます。そういった点では、今回の導入により、こうした技能検定取得者数の増というのは期待できるものと考えております。

浅川副委員長 資料の上のほうに、「操作方法が異なり、実技指導上、不適切であるため相当品は不可とする」と書いてありますが、不可とするということはどういうことですか。

手島高校教育課長 技能検定で使われる機種がございまして、それと同じものでないと不可とさせていただきたいと。技能検定に合格することが全てではないとは思いますが、技能検定がいわゆる一般的な技能と考えられますので、その技能検定の合格に資するものということで、それ以外の機種については不可とさせていただきました。

浅川副委員長 古い機械は、産業廃棄物として処分すると理解してよろしいですか。

手島高校教育課長 基本的には処分と考えております。

浅川副委員長 検定にはこういう新しい機械も必要かもわからないですけども、山梨県は御承知のとおり、機械電子工業が中心的な部分でございますので、古い機械を県内の産業界で使用することは可能ですか。

手島高校教育課長 確かに高価な備品でございますので、既存の設備の活用も考えなければならぬと思いますが、現在各校に置かれておりますものは古い機械のため、修理や部品交換ができず、また、経年劣化による微妙なずれや摩耗から、材料を置くテーブルや刃物の回転軸が傾いてしまっているという状況でございます。このため、精度の高い切削ができず、企業での再利用あるいは技能検定につきましても、図面どおりに切削する技能訓練等への活用、この辺は難しい状況にあると考えております。

浅川副委員長 個人企業とかそういうところで、高額で、なおかつ約2トンの重さだよ。これを処分するといにはかなりお金もかかりますので、できれば古くてもそういう機械が欲しいというところがあるかどうかを確かめて有効活用していただければいいかなと思いますが、この辺はどうですか。

手島高校教育課長 フライス盤の処分につきましては1台当たり8万円程度の費用がかかると言われております。したがって、御指摘いただきました古い機械の活用につきましても、今後検討させていただきながら、有効利用ができる部分がありましたらそのような活用を考えてまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(全国学力・学習状況調査について)

渡辺委員 9月30日に、新聞各社で報道されましたとおり、全国学力・学習状況調査の結果が示されたと思います。それを見る中で、本県は昨年も一昨年もそうだったんですけども、全国平均よりも低い科目が大分目立つように感じます。その中でも、小学校の国語B、そして、中学校の国語B以外の問題はおおむね全国平均を下回っているように見受けられるんですけども、その要因はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

青柳義務教育課長 全国学力・学習状況調査の結果につきましては、私どもも大変厳しいものと感じております。御指摘がありましたように、B問題という活用に関する問題は、全ての教科で昨年よりも全国に比べて差が縮まった、もしくは上回った教科もございます。しかしながら、知識に関するA問題につきましては、昨年度に比べても全国と開いているという傾向がございます。特に分析する中で目立った国語につきましては、漢字の読み等の正答率が低くて不十分であったこと、それから、算数・数学につきましては、基礎的な概念の理解が十分でなかったということが課題として挙げられております。

渡辺委員 全国平均に比べて大分下回ったところもあったり、特に知識問題のA問題がなかなか伸び悩んでいたりということもあるんですけども、ただ、平成25年に比べて今年度は全国平均との差が大分縮まってきたと私も実感しております。今までいろいろな取り組みをなされてきているとは思っているんですけども、その中で、今年度全国平均との差が大分縮まった、その縮まったことに対して、どのような取り組みの効果があつたとお考えになっているのかお伺いいたします。

青柳義務教育課長 総合的な取り組みということではいろいろなことに取り組んでまいりました。その成果が出て

きたということが1つ考えられるかと思えます。特に私どもが効果があったのではないかと思っているものは、1つは授業力養成講座といたしまして、実際の授業を通して先生方が研究をするということを行ってきました。それからもう1つが、学力向上フォーラムといたしまして、本県の課題を分析したり、それから、推進校が16校設けてございますので、その成果と課題を明らかにする中で、全県の先生にその成果または課題を広めていって、各学校が授業改善に取り組むという、こういった活動を行ってきました。それから、これは昨年度初めて実施を行いましたけれども、チャレンジ問題といたしまして、昨年度、小学校の算数Bが低かったということで、それに対応できるように問題を各学校に配信しまして取り組んでまいりました。そういったことが効果につながったのではないかと考えております。

渡辺委員

さまざまな取り組みが総合的にという形だとは思いますが。本年度私は、常にこの学力・学習状況調査で上位にいます秋田県とか富山県とかそういったところに調査に行っていました。やっぱり各都道府県とも全体的な学校教育に対する熱意が大変高い県で、それぞれの地域、また本課との密接なつながりの中で全体的に中学校、小学校の子供たちの教育を行っているというような、その熱意に対するものに大変感銘を受けたと思っています。

ぜひ全国平均との差が大分縮まっている現状の中で、さらにもう一步、今年効果のあった事業を継続する、あるいは他県で効果のあるものを積極的に取り入れて実施していく努力を続けていただいて、教育立県山梨県になれるような取り組みをしていただきたいと思いますと思うんですけども、この結果を踏まえる中で、今年度はどういった対策を今後なさっていくのか、現状についてお伺いいたします。

青柳義務教育課長 今年度の取り組みですけれども、昨年度までの取り組みを継続していくということが1つございます。その中では、今行っている学力向上総合対策事業の中で、教員の資質向上、それから、授業改善等に取り組んでおります。具体的には、県独自の学力把握調査を行ったり、国の学力調査の結果について、結果が出るのが8月の末と遅いので、早期採点を行って、早い時期に課題を明らかにすることで1学期から授業改善に取り組むということを行っております。今後も継続してこういった取り組みを続けていきたいと思っております。

渡辺委員

秋田県においても、本年度の全国学力・学習状況調査の結果を早期に分析して、もう来年度からこの分析結果を反映した指導内容を行っていくという説明を受けてきましたので、ぜひしっかりとこの結果を分析していただいて、来年度の指導に反映していただければと思っております。

本年度から組織体制が変わって、教育長中心に、教育監や学力向上対策監などを配置されているということなんですけれども、山梨県全体でも、各地域ごとにこういった調査の結果は偏りが、あるいは差があるとは私も思っております。甲府を中心とした国中地域と私の地元の郡内地域では大分差があるのかなんてことも実感として受けているんですけども、教育長、教育監を中心とする皆様方と各地元にある教育事務所の学力向上推進幹との連携、情報共有も大変大切になってくる、そして、きめ細かな、地域に対する指導を行っていただきたいと思っているんですけども、そういった各教育事務所との連携が現在がどうなっているのか、あるいはどんな学力向上対策を行っているのか、最後にお伺いします。

青柳義務教育課長 御指摘のように各地区によって教育課題というのはさまざまにまた違いがあるものと私どもも思っております。また、教育監等の連携につきましては、学力向上対策監が教育監とともに地域学力向上推進幹会議を行っております。この中で、地域や学校の課題について教育事務所の学力向上推進幹とともに研究、協議を行い、これらで得られた成果または課題等につきまして、市町村教育委員会や学校への支援に生かしております。教育事務所には指導主事という職がありますので、この指導主事につきましても、義務教育課におります指導主事、それから、センター等を含めまして一緒に会議等を持つ中で、一丸となって取り組んでいるところです。

前島委員

今、渡辺委員から学力・学習状況についての質問がございました。私たちも渡辺委員と一緒にいろいろな都道府県の教育事業を視察をさせていただく中で、何といたっても、学力向上を図って

いくということについては、県民挙げての取り組みはもとよりであります。教育行政に携わっておられます教育委員会、教育行政の学校職員の皆さん方を初めとした人材の質を高めていくということと、それぞれの家庭との連携強化、地域ぐるみというような、多面的な取り組みが課題だと思っているわけです。

そういう中で、学力調査結果はできるだけ県教育委員会はオープン化して、ある意味では競い合っていくという、そういう条件も私は付加していかなければ、学力向上というもの、それぞれの地域がお互いに競争し合っていくという、地域個性を高めさせていく競争原理というものもある程度応用する必要があるんじゃないかと、そんな感じがしているわけです。

今、山梨県は、若者が県外に流出していく。転入してくる人たちとの転出超過はだんだん広がっていくように見えます。その中の要素の1つとして、山梨の教育環境ということについて、子育てをする時期の若者たちが山梨県の教育環境に首をかしげていることも否定できない状況にあるんじゃないかと、そんな感じがするわけです。

それで、いろいろな御努力をさせていただいているんですけども、この機会に新しい教育長制度あるいは教育監などが設置をされて大変な機構改革を通じて取り組みを行われようとしているわけですので、教育長に今後、教育レベルを向上していくためにはどう取り組んでいくのかということについて所見をぜひ伺っておきたいと思っております。

守屋教育長

今回の学力・学習状況調査の結果については真摯に受けとめて、それをどう改善していくかというのは、県の教育委員会においても大変重要な事項だと考えております。

これまで教員の資質の向上あるいは授業の改善といったものを県の教育委員会が市町村の教育委員会に支援をする形でやってきたわけでありましたが、先ほど渡辺委員からも話がありましたが、全国で今回の結果が上位のところは、例年結果が上位と、ある程度固定化していて、そういうところを視察させていただく、あるいは調査させていただく。委員の御指摘のとおり、1つは、県の教育委員会と市町村の教育委員会がしっかりと連携されている。それから、家庭での学習がしっかりと、保護者、地域でそういう取り組みがなされているということが大きな特色なのかなとも感じております。

このため、私どももまずは両教育監、それから、本年度から総合教育センターに指導主事が配置されていますので、市町村の教育委員会あるいは学校へ赴きましてそれぞれ課題を共有する。それぞれの事情に対応する取り組みの支援をする。それから、家庭での学習を保護者に意識していただくために、効果的な学習の方法を事例として紹介するようなパンフレットを作成・配付して、家庭での学習についても、時間ややり方を向上していただくように考えて取り組んでいるところではあります。

いずれにしても、県教委だけで学力向上ができるわけではないので、市町村の教育委員会、学校の現場、家庭での学習のあり方をさらに前へ進めるための支援の取り組みをやっていききたい。さらには、大学等、教育にいろいろな知識、経験を持っている方々にもぜひともお力をいただきながら、学校、教育委員会、最終的には山梨県全体で底上げをしていく取り組みを進めていきたいと考えております。

(山梨県体育祭りの開会式について)

卯月委員

9月17日に山梨県体育祭り開会式が行われました。今もさまざまな競技が行われていると思います。我々も出席をさせていただきましたけれども、表彰者の方から、駐車場がなくて、遠くて非常に困ったという話を聞きました。我々は駐車場を御用意させていただいておまして、割と近いところから行ったんですけども、せっかくなはえある表彰を受ける方々から、車を置くところがなくて相当苦労してたどり着いたということをお伺いしました。この点について、表彰者の駐車場は用意しなかったんでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長

駐車場につきましては、役員や表彰者の関係は第4駐車場を用意してあったということですが、当日がちょうどヴァンフォーレの試合と重なってしまったということがあって、駐車場があふれるような状態になってしまったという事情がございます。時間の設定に問題があったんじゃないかという話は県の体育協会に話をしましたが、一応枠として用意はしてあったん

ですけれども、行事が重なってしまったということで駐車場があふれてしまったという事情がございました。

卯月委員 ありがとうございます。用意がしてあったということでそれは安心したんですけれども、地域の体協の方にも聞いたんですが、その辺を把握していなかったということです。それと、私たちも同じような時間に行ったんですけれども、まだ空きがあったのかなという気がするんです。ですから、案内なり交通指導員の方たちにそういうことも徹底していただいて、その人たちの表彰がメインといいますか、そういった開会式だと思いますので、ぜひ配慮していただきたいと思います。

赤岡スポーツ健康課長 来年度からの開催に当たりましての参考とさせていただきます。

卯月委員 ありがとうございました。ぜひお願いします。

(県有施設の活用について)

本会議の代表質問でも言わせていただきましたけれども、私たち教育厚生委員会が視察で金沢21世紀美術館を訪れました。その際に、金沢市では約2万4,000人の小学4年生がいるそうですけれども、小学校4年生全員を1年間のうちに金沢21世紀美術館を見学していただくという制度をつくっているそうです。お話を聞いたところ、学校ごとにも相当協力をいただいているようですし、ボランティアの方にも協力をいただいているという話も伺いました。

今回発言したとおり、富士山世界遺産センターは大変な仕上がりぐあいになっています。金沢美術館も本当にいい美術館で、本当に行列ができるにぎわいでした。あれを見て、大変うらやましいなという感じがしました。やり方によってはそれ以上の集客が見込めるような施設だと思います。まずは県民のそういったところから取り組みをしていただく。それには、教育委員会から学校に対しての取り組みをしていただくことによって切り口が広がっていくのかなという気がします。地域の子供が、せっかく世界文化遺産・富士山、誇れるものがありますから、それを本当に愛せるような仕組みづくりをしていただきたいと思いますけれども、その辺についてお願いします。

小澤学術文化財課長 今、委員からお話がありましたとおり、美術館、博物館等で全小中学生、ある学年が全員見学するという事業は現在、美術館、博物館等では実施しておりません。ただ、博学連携ということで、出前授業や職場体験というような活用の方法はさせていただきます。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第82号 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑

卯月委員 平成27年5月に国民健康保険法が改正されまして、平成30年度から新しい法制度が施行されることになり、県でも財政安定化基金を造成したり、市町村と協議を進めていることは承知しておりますけれども、今回の条例改正に当たって幾つかお伺いしたいと思います。
まず国民健康保険法の改正によりまして、県が運営主体と責任主体となりますけれども、県の主な役割はどんなものでしょうか。

古屋国保援護課長 市町村国保というのは小規模な保険者が多くございまして、この中で県が市町村国保の財政運営に加わりまして、市町村から納付金という形で必要な経費を集め、交付金という形でお返ししていくということでございます。
1点目ですけれども、そういったことで財政規模を大きくして、市町村国保の財政運営の安定化を図っていくことでございます。それから、2点目は、委員のおっしゃったとおり、市町村国保の保険料の収納不足に備えまして、財政安定化基金を設けて市町村に貸し出しなどを行うということ、それからもう1点は、市町村との共通認識に立って、今後運営していく国保の財政運営についての運営方針を策定するという3点になります。

卯月委員 それでは、この国民健康保険運営方針というのはどのようなものかお伺いします。

古屋国保援護課長 平成30年以降、県と27市町村が安定的な財政運営を図ったり、市町村国保の事務の効率化を図っていく必要がございますが、そういったものを共通認識のもとで進めていく必要がございます。このため、現状を踏まえて、各種今後の取り組みの方向性などを取りまとめたものが国保運営方針ということでございます。具体的には、法定事項としまして、国民健康保険の医療に要する費用の見通し、市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項、それから、市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項、つまり収納対策のようなものになります。そして、市町村の保険給付の適正な実施に関する事項、つまりレセプト点検とか療養費の適正化などになるということですが、以上の4点が法定事項です。これ以外に任意の事項として、医療費の適正化に向けた取り組み、共同事務、効率化に向けた取り組みなどを記載してまいりたいと考えております。

卯月委員 いずれにしても市町村との連携が非常に重要になるのかなという感じがしますので、その辺は十分連携をとりながら行っていただきたいと思います。
それと、この国民健康保険の運営方針は、今後どのようなスケジュールで作成していくのかお伺いしたいと思います。

古屋国保援護課長 現在、運営方針の内容について市町村担当者と事務レベルで協議をさせていただいております。今後、運営方針のたたき台を取りまとめまして、市町村長にも正式に御意見を伺った後、今回設置をお願いしております国保運営協議会で御審議をいただき、来年度には策定をまいりたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(地域医療構想推進事業費について)

渡辺委員

福4ページ、マル新、地域医療構想推進事業費について幾つかお伺いいたします。まず団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域で急性期医療から在宅介護までの一連のサービスを充実させていくことが喫緊の課題となっている中で、本年5月に山梨県地域医療構想が策定され、各地域の患者の状態に見合った病床で適切な医療が受けられる方向性を示すものとして必要病床数が推計されているわけであります。そんな中で今回この地域医療構想の実現に向けて実施していく、設備を整えていくのに補助していく本事業になるわけですけれども、具体的にどのような施設、また設備を助成の対象にするのか、その要件についてまずお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 地域医療構想推進事業費の施設整備事業費の助成要件でございますが、急性期の一般病棟、あるいは慢性期の療養病棟から、回復期リハビリテーション病棟とか、地域包括ケア病棟等の回復期機能の病床へ転換をする病院が、病室やリハビリ室、処置室、廊下などの施設を整備する費用を対象としてまいりたいと考えております。

次に、設備整備事業費の助成要件についてですが、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟といった、リハビリや在宅復帰を推進する病棟を有する医療機関等が回復期機能の充実強化に必要なリハビリ機器、機械浴槽等の設備を整備する費用を対象としてまいりたいと考えてございます。

いずれにしても地域医療構想を実現するため、急性期の治療を経過した患者への在宅復帰に向けた医療や、リハビリを提供する回復期機能の不足が明らかになっていることから、病院等の回復期機能の充実強化を目指して行うものであります。

渡辺委員

山梨県の医療を見ると、現在、急性期が大きく、将来的に回復期にどんどん病床を移行していかなければならないという中で、積極的に事業を進めていただきたいんですけども、今御説明いただく中で、(1)の地域医療構想推進施設整備事業費7,632万円の中で韮崎相互病院に補助するわけですけれども、この事業内容が病室、処置室、機能訓練室等の整備とあるんですけども、もう少し具体的に説明していただければと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） この地域医療構想推進事業費の施設整備事業費、韮崎相互病院の内容でございますが、韮崎相互病院は、韮崎市役所に近い場所から1.5キロメートルほど北側の場所に明年10月を目途に病院の新築移転を計画しております。これに伴いまして、現在の急性期の一般病棟の一部を、患者の早期在宅復帰を推進する地域包括ケア病床へ転換する計画であると伺っております。この病床転換のための経費ということで今回予算に計上したものでございます。

渡辺委員

新しく地域包括ケア病棟を新設するに当たって助成していくということがよくわかりました。それでは、(2)の地域医療構想推進、こちらは設備整備事業費についてですけれども、基本補助額が1施設当たり大体1,200万円、補助先が、甲府の市立病院ほか計9病院となっております。その事業費が3,867万円余となっております。1施設当たり1,200万円に対して9病院となると、若干事業費が少ないようにも見受けられるんですが、これは具体的にはどのようなになっているかお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回予算計上いたしました9つの病院の内容につきましては、主なものといたしまして、リハビリの機器整備あるいは浴槽といった1,000万円クラスのお金がかかるものもございます。一方で、リハビリ機器とか、他の訓練機器等では、補助額が200万

円から400万円程度というものもございます。それぞれ施設の補助の申請内容によって合計したところ、9施設で3,800万円余ということでございますので、御理解をいただければと思います。

渡辺委員

それぞれの施設が同じような設備を整えるわけじゃなくて、それぞれ別個にさまざまなものを整備していくということで理解いたしました。

続いて、(3)の病床転換促進コンサルティング事業費です。回復期の機能強化を図るためにコンサルティングをしていただくということで、10分の10の補助率で全額を補助していくという内容ですけれども、本来、一般企業なんかでいいますと、コンサルティング業務に依頼する場合は自社でということが基本だと思います。病院においても、本来であれば自己負担でこういったことを転換していくべきものだと考えるんですけれども、なぜ今回県が全額負担で支援を行っているのかについてお伺いいたします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、本来、経営に関するコンサルティングといたしましては、病院がみずからの経費で行うというのが基本ではないかと考えるところでございますが、今回のコンサルティングは、病床転換を促進するためのコンサルティングということで焦点を当てているものでございます。地域医療構想の実現へということで、県民が身近な地域で必要な医療を受けられるように構想の実現を図るため、各病院におかれましては、経営面での不安を払拭していただいた上で病床の転換を図っていただく必要があると考えてございます。そのために、地域医療構想に沿った形で病床転換を行うためのコンサルティング経費ということで、1医療機関当たり最大200万円ということで10分の10の助成をしていくという考えでございます。なお、このコンサルティングにつきましては、特にこの2年間、平成28年度の補正予算並びに平成29年度の2年間に限定して、早期に転換を図ることを促してインセンティブが働く仕組みとしてまいりたいと考えてございます。

(在宅療養者・療養病床入院患者等実態調査事業費について)

卯月委員

課別説明書福5ページ、マル臨の在宅療養者・療養病床入院患者等実態調査事業費ですけれども、本県では全国より早く高齢化が進んでおりまして、平成28年の時点で県民の実に4人に1人が高齢者という状況だそうです。そのうち、その高齢者のうちの5人に1人が在宅でのひとり暮らしという状況だということですが、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となります2025年にはさらに高齢化が進むことが見込まれておりまして、在宅医療提供体制の強化が重要であると考えられていると思います。

そこでまず初めに、今回、山梨県立大学が行う調査に対して支援を行うということでありますけれども、県立大学が本調査を行う目的は何なのかお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 委員から御指摘がございましたように、高齢化が非常に進んでいるということがございます。高齢化が進むことによりまして、医療、特に在宅医療の医療需要が非常に多くなっていくということで、在宅医療の提供の担い手となります看護師を県立大学では養成しているということでございます。その中で、新たな今後の2025年の医療需要にきちんと適合した看護師人材の育成をするために、今回在宅医療等の関係の調査を行うということで、今後の教育指導活動に生かしていくという趣旨で実施するものと承知いたしております。

卯月委員

内容はわかりました。それでは、山梨県立大学の教育に生かしていくということでしたけれども、具体的に県立大学はどういった調査を行っていくのでしょうか。この調査対象と調査内容について教えていただきたいと思っております。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回の山梨県立大学が行います調査につきましては、大きく2つの調査内容がございます。1つは、訪問看護ステーションや療養病床を持つ病院・診療所におきまして、実際に患者さんがどういった医療を受けているかという内容についてでございます。山梨県内の訪問看護ステーションが52カ所ございます。訪問看護を提供している在宅医療・療養を

受けている方、おおむね2,500人ぐらいですが、その方々、また療養病床を持つ病院・診療所で実際に入院している患者さん、こういった方々が実際どういった傷病でどういった看護や医療処置を受けているかという現状についてお伺いをしていくという調査内容でございます。

もう1つは、在宅医療を提供しております病院や診療所等に対する調査でございます。この内容といたしましては、在宅医療を実際どのような形で提供しているのか、実際にほかの機関と連携して医療の処置、どのような在宅医療の提供体制をとっているのかということ进行调查しようというものでございます。

卯月委員 ありがとうございます。どういった処置を受けているのか、医療体制、提供体制についてということでありましたけれども、最後に、今回の調査結果を県としてはどういった形で活用していくのか、このことについてお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回の県立大学が行います調査結果を受けまして、今後、病院から在宅へ移行することが予想されます患者さん方が実際にどのような医療を受けているのか、またその受け皿となる医療機関がどのような医療提供体制をとっているのかということが明らかになると考えてございます。このため、2025年の在宅医療の需要の増加に備えましてどのような施策を講じていくべきかということの貴重な参考資料になるのではないかと考えてございます。

また、在宅医療とあわせまして、地域の住みなれた生活の場で医療・介護サービスを受けるとことで地域包括ケアシステムへの転換が進められていきますが、その中心の担い手となります市町村に対しましても、今回のこの調査結果を提供しまして、市町村とも連携して地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みに活用していただこうと考えているところでございます。

（医療勤務環境改善支援センター運営事業費について）

佐藤委員 福3の地域医療対策費、医師確保対策事業費の支援センターのことです。言葉の確認ですけれども、医師確保対策事業費とありまして、その下にマル新で医療従事者の離職防止とあります。医療従事者を中心とした考え方ということによろしいでしょうか。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回のこの事業につきましては、医療従事者ということで、医師、看護師等を対象とした事業でございます。

佐藤委員 わかりました。本県の医療機関等に勤務する医療従事者の数は、医師が1,870人、看護職が1万447人ということで、いずれも増加傾向にあると思います。そうはいつても、地域における医療機関では依然として医療従事者の確保が大変だと、それが課題になっているとお聞きしております。医療従事者の確保・定着に、働きやすい環境づくりが欠かせない、それはもう当たり前の話だと思いますが、勤務環境の改善を図るため、医療機関や国、県はどのような取り組みを行う必要があるのかお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 平成26年10月に医療法が改正されてございます。この改正は、医療従事者の離職防止などを目的にして、医療機関、都道府県、国がそれぞれ取り組むべき事項について定めたものでございます。まずこの中で、医療機関につきましては、医療機関の管理者が、勤務環境の改善を図るため、国の定める指針等に基づきまして、計画やその計画の実施に取り組むということの努力が課せられたところでございます。これに対しまして、国は、各医療機関の管理者が勤務環境の改善を図るために取り組むべき指針、あるいは都道府県に対する情報提供などを行うという役割がございます。さらに、都道府県は、医療機関からの勤務環境に関する相談・助言等を受けるということに対しましての支援、普及啓発、またそれらを行うための医療勤務環境改善支援センターの設置等を行うようにということで、それぞれの役割が定められたところでございます。

佐藤委員 今回、医療勤務環境改善支援センターを設置するというところでございますが、いつ、どのよう

な形で、その役割も含めてお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回の医療勤務環境改善支援センターにつきましては、直ちに県庁の医務課に設置をしてみたいと考えてございます。主な役割といたしましては、都道府県が担います役割の多くをこのセンターが担っていくわけですが、1番は、医療機関の管理者が離職防止に向けたさまざまな取り組みをこのセンターが支援していく、そのための相談窓口であり、またその情報提供を行うというのが一番大きな役割と考えてございます。

佐藤委員 その役割は非常に重大になっていくと思いますし、こちらには、協議会、研修会の開催、アドバイザーの派遣という記載がございます。協議会、研修会は何回ぐらい行う予定か、そして、そのアドバイザーは何名ぐらいがどのような形で医療機関に行かれるのか、アドバイザーとしてやっていくのかお伺いしたいと思います。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 研修会につきましては、勤務環境を改善するためということで、医療機関の管理者を対象といたしまして、あるいは勤務環境の担当責任者を対象といたしまして開催をしたいと考えてございます。予算は、講師の招聘、会場借り上げ等、今年度後半からの事業でございますが、2回程度の開催を予定したいと考えてございます。次にアドバイザーの派遣についてでございますが、これは県から医業経営のアドバイザーということで、医療分野にだけたコンサルタントをお願いをいたしまして派遣したいと考えてございます。施設としましては、今年度後半からの取り組みですので、1つの施設当たり3回程度アドバイザーを派遣してまいるということで、5施設を対象としていきたいと考えているところでございます。

佐藤委員 各医療機関も、超過勤務とかいろいろな部分で、快適な職場環境であるかないか、それぞれの医師あるいは看護師さんが感じる場所であると思いますので、ぜひその辺もくみ取っていただいて、よりよい環境改善にお努めいただきたいと思います。

（災害医療研修事業費について）

もう1点ですけれども、救急医療対策費の災害医療研修事業費ですが、おそらく県立中央病院がDMATのことをやっていたのかと思います。6月に一般質問させていただきました。DMATでは研修会等が必要ではないかということをお申し上げました。災害はいつ起こるかかわからない。そんな中で、トリアージの色分けをしているというのがあるかと思いますが、いきなりぱっと見せられて、黒だ、赤だ、緑だ、黄色だという部分が、なれないと判断そのものが間違ってしまうかもしれないので、その辺の取り組みについてどんな形で行うかお伺いします。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 今回、災害医療対策費に計上させていただきました災害医療研修事業費でございますが、委員御指摘のございましたとおり、急性期の災害医療を担いますDMATが非常に重要ということで、熊本地震以来、非常に脚光を浴びているわけでございます。今回の事業は、DMATに実際に入る前の段階の医療従事者の入り口的な研修ということで、災害医療に対して医療従事者が研さんを積むための研修と位置づけているものでございます。したがって、トリアージとか、災害時には非常に多くのけがを負った方々が発生するわけですが、その大勢の負傷者に対しまして、どのような医療をまず施したらいいのかということをお伺いする。これを学んでいただくというものでございます。これを学んでいただいた方に、ゆくゆくは、医療従事者の方々にDMATチームにも参加をしていただければいいかな、つながりを持たせていければと考えているものでございます。

佐藤委員 ぜひ有意義なものになるように希望いたします。最近、継続的にNHKが、それぞれの災害現場でどのように対応していたかという検証的な番組を昼前ぐらいにやっています。出てくるのが大体ドクターあるいは看護師あるいは助産師とかという方々が、あのおときこうだったというような、そんな番組が放映されています。何が起こるかかわからないという部分で、本来は産科なのに、あるいは小児科なのに、ほかのことをしなければならぬという、自分の専門外のことも対応し

なければならないということもあるのかもしれませんが。東日本大震災は、津波で何もかもなくなって、残ったのは人間だけだったという、そんなところもありますが、山梨県の場合、津波がないかもしれません。ただし、そうはいつでも何が起きるかわからないということなので、そういった対応についてもぜひ御検討もいただきたいと思います。ないことが前提ではありますが、災害はいつ起こるかわかりませんので、ぜひその辺御検討を賜りたいと思いますが、いかがでしょう。

井出福祉保健部次長（医務課長事務取扱） 災害に対する人材の育成ということではないかと思います。県といたしましても、DMATだけではなく、今年度の予算であれば、日本医師会のほうで行いますJMATの育成とか、いろいろな医療機関、プロジェクトが災害医療に対しての取り組みをしております。そういったものに対しても、基金を有効に活用して支援をしていくということも取り組んでございます。今後におきましても、各医療機関、医療従事者の災害、医療に対する取り組みに対して、できる限りの支援を検討してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第28-6号 保育士の処遇改善と、保育条件の向上を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(福祉施設における防犯あるいは防災の対処について)

久保田委員 神奈川県立津久井やまゆり園で起きた殺傷事件、本当に痛ましい事件でありました。そこで、県は事件が起きた7月26日には、障害者、高齢者、保育所などの県の施設900余りに、防犯対策の徹底や注意喚起をしたと聞いております。これらの施設の管理や防犯体制については、やはり警察との連携も含めながら考えていかなければならないと改めて思っております。

そこで、質問させていただきます。知事は本会議において、障害者入所施設では、基準以上の夜勤職員が配置され、定期的な巡回が行われている、災害のときの対応マニュアルはあるが、不審者の侵入を想定したマニュアルづくりや訓練は行われていないと答弁されました。これについて大変心配しているところでございますけれども、県として、今後ガイドラインのようなものを示す何かの支援があると思われますけれども、それをお聞きます。

中山福祉保健総務課長 ただいま国で事件の検証と、再発防止策につきまして検討を進めているところでございます。この秋にもその検討結果が公表されると聞いていますので、最終的には、この検討結果を受けまして、対応を考えていきたいと考えているところでございます。

そうはいいましても、もう事件から一月以上たっておりますので、これまでの間にも何らかの考えられる対策とか、できる対策をできるだけ進めておく必要があるだろうと考えてございまして、9月の中旬に県内の幾つかの福祉施設に、現在どのような防犯対策に取り組んでいますかという調査を行いまして、具体的な取り組み事例ということで各施設に情報提供させていただきま

した。このようなことを通じて、まず施設で独自の対策を打っていただきまして、国の検討結果を待ちまして県としても何らかの対応を考えていきたいと考えております。

久保田委員 早急に対策を練ってほしいと思います。
次に、防犯対策の強化策とすると、例えば不審者侵入防止ですぐに思い浮かぶのは、防犯灯あるいはカメラ設置といった防犯器具の整備、警備会社への警備の委託などがありますが、いずれにしてもかなりの経費の負担が想定されます。施設によっては経営を圧迫する厳しい問題でありますけれども、県としましては、この経費面での支援についてどのように考えているかお聞きします。

中山福祉保健総務課長 現在国会で審議をいたしております今年度の第2次補正予算案の中に、福祉施設の防犯対策の強化のための予算も計上されているところでございます。国の審議状況等を受けて、それから、先ほどの検討会議の検討結果も踏まえまして、両方あわせて今後検討していきたいと考えております。

久保田委員 施設によると大変厳しいと言われておりますから、ぜひとも経費面で何かの支援をしていただきたいと思っております。
次に防災対策になりますが、先の台風10号に伴い、岩手県の高齢者施設において災害が発生しました。万が一、災害が発生の場合、1施設だけの対応をしていくことは難しく、入所者や利用者をほかの施設に受け入れることや、他施設からの職員の応援が入ることなどの対応について必要になるかと思っております。そこで、これらの対応について広域的な立場から県が支援することも可能と考えますが、それをお聞きします。

中山福祉保健総務課長 まず災害時の入所者の方の相互受け入れの件でございますが、実は平成21年度に高齢者施設の関係団体2つ、それから、平成23年度に障害者の関係団体の3つ、計5団体の間で協定は結ばれておりまして、災害が発生した場合は相互に入所者を受け入れましょうという話し合いはついておりますが、委員御指摘の職員の相互応援につきましてはまだでございます。今年発生をいたしました熊本県の地震におきましても、福祉施設をあけたいけれども、職員も被災をしていてあけられないという状況も見られたところでございまして、このような取り組みが必要だと考えているところでございます。そこで、再度この5つの団体に、発災時に施設間の職員を相互に応援し、融通し合うような体制をつくりませんかとお声がけをして、このような体制づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

久保田委員 今年も台風16号ですか、甲府市あるいは地盤の低いところの避難命令が出ました。そういうこともありますから、早急に対策を練ってほしいと思います。
次に、防犯対策・防災対策はそれぞれの施設でみずから行うことであるが、1施設の力には限界があります。広域的な立場から、今後も県の支援をぜひともお願いいたします。最後に部長から県の考えをお聞きいたします。

市川福祉保健部長 福祉施設というものは、いわゆる災害弱者と言われる方々が多く活用する施設でございますので、この施設の安心安全の確保というのは極めて重要な課題だと認識しております。県といたしましても、先ほど申し上げたとおり、国の動向を十分注意しながら、県の中でも防災、警察等関係機関としっかりと連携する。さらには、市町村とか関係団体のお力もおかりしながら、安全安心の確保につきまして適時適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(障害者支援の取り組みについて)

土橋委員 今年によく代表質問でも一般質問でも話が出ましたけれども、メダルラッシュだったリオオリンピックの話がたくさん出て、前回のオリンピックまでそんなに見ることがなかったパラリンピック、本当にきょう見たら、あしたも見なきやと思うぐらい感動しました。両腕が肩からない人のバタフライってどうやってバタフライできるのかなとか、そんなものがすごく続いて、日本人

の活躍、またその人たちは両手がないのにうまく靴下を脱いだり靴を履いたりというところもいろいろな映像を見せてもらって、そのときに一番思ったのは、どうやってこの人を育てたんだろうと。途中でけがをして両手切断しちゃったというならまだわかるんですけども、子供のときからということで、どういう育て方をしたのかなということもすごく感じて、特に水泳だとかトラック競技を見させていただきました。

例えば山梨県で、両手がない、生まれたときから足がない、指が3本しかなくて、こっちが1本もないという子供が生まれたときに、山梨県として守ってやるとか、教育するためのお手伝いをするような機関、またそういう設備等があるのか、まず質問させていただきたいと思います。

山本障害福祉課長 障害者のスポーツの振興に関しましては、県では、山梨県障害者福祉協会内に設けられました障害者スポーツ協会において支援を行っております。具体的に申し上げますと、県内にスポーツ活動推進員という方々、これは障害特性を理解しつつ、適切な指導のもと、有意義に、かつ安全にスポーツ活動が行えるように障害者スポーツの振興に習熟した指導員の育成を図るものでございまして、現在、県内に292人の方が登録、活動されております。

もう1つといたしまして、スポーツ指導員、これは具体的にそれぞれの競技スポーツの指導を行っていただく方々でございまして、現在、初級スポーツの指導員として75名の方が登録し、活動をしていただいております。

また、今月、岩手県で行われる障害者スポーツ大会、こういったようなところに選手を派遣、あるいはその派遣する前段といたしまして、育成のための場を設けております。こういったものの中で力を発揮していただいた方々が、さらにナショナルレベルの競技者として、アスリートとして育っていくというような形になっているかと考えています。

土橋委員

ある程度大きくなってきて、この子を何とかプールへ連れて行って、親が手をかしながらまじまじと見させてるところからスタートしてというのはわかる気がするんですけども、例えば今月8日に福祉村まつりがあけばの医療福祉センターであります。福祉村まつりは、私は21年連続して必ず行っているんですけども、昔は私たちの同級生の子供にそういう子供がいて、その親が同級生に会うとちょっと恥ずかしい顔をしているけれども、基本的にはこの子のせいじゃないんだから、とにかく恥ずかしがることないよなんて言いながら接したことがあります。多くの子供たちが、ほんとにちょっとした音楽がかかるだけで大喜びしているというような場面を何回も見ているんですけども、親にしてみるととても大変なことだと思います。

今回私のところに入ってきた話は、まだ2歳ですけども、両手がありません。足の指が3本しかなくてという子供たちの親が、自分ひとりで育てても何にもわからないから、ある役所に相談に行ったら、県内にはないから他県へ行かなきゃないという返事をもらったとがっかりして連絡が来たんですけども、例えばそういう子供たちが相談をして、いろいろな意味でのアドバイスを受けながら、例えばリハビリも受けながら、どういうふうに育っていくかということからのスタートのアドバイスをしてくれる福祉関係の機関はあるんでしょうか。

山本障害福祉課長 障害特性を鑑みますと、精神の関係も同じでございまして、できるだけ早く障害の特性を理解し、その可能性を伸ばしてあげるといことが重要ではないかと考えております。先ほど申し上げた障害者のスポーツ活動推進員、これが障害者スポーツ協会の中に登録され、現在292人の方が活動されております。まだ活動の内容としては、早期からのスポーツの育みといったことが十分にできているとは必ずしも言えないかもしれませんが、この活動推進員の方々が、今おっしゃった役割を担っていると考えています。

土橋委員

とても難しい問題で、スポーツの推進員という人は、例えば小学校へ上がって、この子にトラック競技であれば、ばねのついた歩行器みたいなのを付けてやるとかそういうこともあるんですけども、2歳ぐらいで親が悩んでいるという話で、例えば頭はどうなんですかということ、まだ2歳だからわからないと言うんですね。そのわからないほうが思い切り不安にもなっていると思うんです。そうすると、医療機関や、そういう専門的なところで診てもらって、この子はこうだからもう少しこういう育て方をしてみましようとか、一緒に相談に乗りながらやってくれること

ってものすごく大事なのかなと思います。もちろん両親とも若くて、共稼ぎというわけには絶対いなくてという状態です。

この間この教育厚生委員会で石川県、福井県、富山県へ行って、病院も行ってきました。その病院は本当に寝たきりの重症者から車椅子に乗っている子もいる。最後の部屋では図書館もあつたり、楽しそうにUNOとかトランプをやっている部屋の子を見させてもらったりしてきました。すぐ隣は老人の面倒をみたりという、子供から年寄りまでという病院で、来年は駐車場のほうまできれいになるからということで、すばらしい、明るいイメージの、子供を面倒見てくれるような施設を見させていただいたんです。山梨県にこういうところってあればいいなと思いました。医師も結構いて、専属の医師もいてくれて、そういうところからスタートしていく必要がすごいあるんじゃないかなと。

もちろん山梨県内に、生まれたら両手がなくて足がなくてという子供がそんなに大勢いるわけではないと思うけれども、県外へ行かないと対応できる場所がありませんという山梨県では困るなというのをすごく感じました。そう言われたから、本人が調べたそうで、神奈川県に何かあったと報告も受けたんです。山梨県には一体そこまでのことをやってくれる、スポーツ推進員が見てくれるよというのはまだまだその先の話であって、その段階から、わかった、じゃ、私は頑張っってこういうことをすればいいんだねというところをともに悩んだり、相談に乗れるようなそういう施設があるんでしょうか。

山本障害福祉課長 生まれながらにして両肢がないとか、そういった障害児の方々に関しては、スポーツ活動推進員というところまで行く前に、まず小児を対象とするリハビリテーションを医療的な機関で施していただくということが肝要かと思います。残っている機能を伸ばす、あるいは今ある機能の残留部分をどのように生かしていくかというところがリハビリの眼目になってくると思います。あけぼの医療福祉センター、あるいは富士ふれあいの村内にあります富士・東部のリハビリテーションクリニック、こういったようなところが小児を対象とするリハビリテーションを行っております。富山県のケースと同じようなものかどうかということにはわかりませんが、そういったケアをしていただいていると考えております。

土橋委員

一番必要なところは、両親が安心して任せて育てることができる。今度こうしなきゃとか、この子はこの辺が絶対大丈夫だから、この辺を伸ばす運動をしましょうということをしつかり教えられるシステムと、そういうところに手厚くやってもらいたいと思います。例えばある役所で聞いたら、「山梨県にはないね」と言って返事をしているようなことでは困ることだと思ひ、それを聞いてすごいがっかりして帰ってきたという話も聞きました。

そういうところではしつかり勉強もしてもらったり、例えばあけぼの医療福祉センターだとか東部医療センターだとかで、定期的にこうやって見ていくから、一緒に頑張らましようと言ってもらえるような活動をしてもらいたいと思うけれども、それは今の山本課長の話だと、それで十分だと思える場所なのか、ちょっと聞きたいと思ひます。まだまだ進めていかなければ困るのか、山梨県とすれば、東部とあけぼの医療福祉センターがあるから、そこでリハビリでもやってくださいというレベルの話なのか。ちゃんと医師がしつかり診てくれて、お手伝いができるような体制としてこれでいいと思ひているのかどうかということをちょっとお聞かせください。

山本障害福祉課長 先ほど申し上げたあけぼの医療福祉センター、富士・東部の小児リハビリクリニック、それぞれ小児を対象とするリハビリを行っておりますが、どういった場合にその施設が利用できますといった周知や啓発がもしかしたら十分に行われていないということはあるかもしれません。ただ、少ないスタッフではありますけれども、そこを頼って来てくださった方々に適切な医療が行われていると考えております。

(がん対策について)

浅川副委員長

平成24年に山梨県議会の議員発議で初めて条例を制定した、がん対策推進条例についてお聞きしたいと思います。現在、がん対策推進条例について、当初たしか5カ年計画のもと推進計画をつくったと思ひますが、今、特徴的なものをちょっと教えていただけますか。

岩佐健康増進課長 がん対策推進条例に基づきます、山梨県がん対策推進計画でございます。その中では、全体目標としまして、がんによる死亡者の減少、それから、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減、療養生活の質の向上・維持、それから、このときの新項目として、がんになっても安心して暮らせる社会の構築というものを掲げております。特にこの、がんになっても安心して暮らせる社会の構築というところでは、相談支援体制の構築などを進めてきたところでございます。

浅川副委員長 やっぱりがんになったというときに困るということで、早期発見というのが一番の目標だったと思うんです。早期発見するためには、早期検診ということで、県民運動を起こそうという流れもあったように記憶しておりますが、今、その早期検診につきましてどんな展開をしているのか教えてください。

岩佐健康増進課長 山梨県では検診受診率50%以上を目標に掲げております。そういった中では、特に検診の実施主体である市町村と連携する中で、個別の受診勧奨であったり、あとは周知・啓発というところで皆さんに対して検診の受診率を高めるために受けていただくような広報活動等を行っているところでございます。

浅川副委員長 それ、今、後半の、早期検診してもらうための啓発、その活動について具体的にわかったら教えてください。

岩佐健康増進課長 幾つかの事業を実施しておりますが、県の中では、子から親へのメッセージ事業としまして、保育園や幼稚園の子供、それから、小学校6年生の子供さんから親へ検診の受診をしていただけるようにというメッセージを贈る事業であったり、また、がん医療に関する講演会、シンポジウムの開催などを実施しているところでございます。

浅川副委員長 子供から親にそういう啓発をしようという活動は、推進条例をつくるときにそんなことも項目に挙げたように記憶しているんですが、具体的に今どんなことをやっていますか。

岩佐健康増進課長 保育園児などからその親へメッセージを贈っていただくという事業をしております。昨年120を超える事業所、これは小学校も含めてですが、実施をしまして、贈られた親御さんの90%以上の方が、検診を受ける契機になったという意見もいただいているところでございます。

浅川副委員長 それは毎年やっているということだね、計画的にね。
それでは、もう1つ、がんの医療従事者との講演会等も啓発運動の中の一環にたしかあったと思うんです。それはどの程度今やっていますか。

岩佐健康増進課長 講演会、シンポジウムとしまして、現在も毎年1回をとということで開催をしております。今年度も11月中に、今年は女性のがんということを題材としまして講演会の開催を予定しております。

浅川副委員長 具体的には年2回とか、どこでどんなふうにとるかという、そこまでちょっと教えてほしい。

岩佐健康増進課長 今年度は11月に県立図書館で開催する予定になっております。具体的な日にちが今、手元にはございませんが、20何日かだったと思います。また改めて御報告させていただければと思います。

(C型肝炎のインターフェロンフリー治療について)

浅川副委員長 山梨県の場合は、御承知のとおり、がん対策推進条例の前に、C型肝炎が多いということで、C型肝炎の撲滅を掲げさせていただいたわけでありましたが、このC型肝炎は飲み薬が今、奏功してかなりの率で治っておるように聞いております。これは肝硬変、肝がんに進む前の段階で対応

しているということですが、私、たしか6月に代表質問したときに、1,000人ぐらいが治っている、ウイルスがなくなっていると聞きましたけれども、正確に人数把握してなかったんですが、どの程度かわかりますか。

岩佐健康増進課長 C型肝炎に対しますインターフェロンフリー治療と言われるものかと思います。その現在までの受給者数の合計でございますが、済みません、後でまた御報告いたします。ただ、数としては1,000名を超える数となっております。

(セカンドオピニオンについて)

浅川副委員長 もう1つ。実はここで今質問したかったのは、この中にセカンドオピニオンという問題が出てくるんですよ。セカンドオピニオンについて、これ、例を出していいのかわからないんですけども、私の友達がやっぱりがんである病院にかかっている、セカンドオピニオンである病院にかかりたいということをお願いしたんですが、なかなかセカンドオピニオンとは言葉に出ているんですが、カルテを回してくれないんですね。セカンドオピニオンである場合は、ゼロからではなくて、前の病院からの紹介状とか、そういうのが欲しいというんですけども、なかなか書かないという問題がありますので、この辺はどんなふうに捉えておりますか。

岩佐健康増進課長 セカンドオピニオンにつきましては、がんの対策というところでも非常に推進すべきものの1つだと考えております。まずこの医療機関においてもセカンドオピニオンを進めていくところを我々としては強調していきたいと考えております。特にがんの診療拠点病院では、セカンドオピニオンを、送る側、それから、受ける側、双方の体制を整えるということが必要だと考えておりますので、そういったところは個別にもお伝えをする中で対応していきたいと考えております。

浅川副委員長 現場の対応ができるように極力指導していただきたいと思います。

(がん検診受診率について)

がん対策推進の条例をつくって5年になりますか、今回多分ぼちぼち見直しという時期に入ってきていると思うんですが、乳がんとか子宮がんとか、山梨県はかなり受診率が高まっております、受診率50%という目標値があるんですが、今、達成しているところ、現在どの程度まで行っているのかわかりますか。わからなかったら後で結構ですが、広く公表していただいて、広く県民に周知していかなければならないと思っておりますので、わかったら教えてください。

岩佐健康増進課長 がん検診の受診率につきましては、国民生活基礎調査に基づいております。直近のものは平成25年のもので、今年度またその調査をするということになっております。直近のものでは、5つのがんのうち3つのがんでは、目標とする数値を達成している状況でございます。また、それ以外のものについても割と近いところに来ているという状況でございます。また、今年の調査の状況を見て次の計画に生かしていきたいと考えております。

浅川副委員長 福祉保健部長、総括で、がん対策推進条例に対する県の心構えと言おうか、気構え等教えてください。

市川福祉保健部長 がん対策の関係で幾つかお尋ねをいただいております。がん診療連携拠点病院等体制は構築されていると思っておりますが、まだまだ個別の課題、今、委員から御指摘があったような課題もまだ残っているということがございますので、推進条例をしっかりと推進する上で、課題が何かといったものを常に把握、検証しながら、改善を進めていきたいと思っております。

(赤い羽根共同募金について)

佐藤委員 赤い羽根共同募金について、共同募金会が事業主体であるということは承知しておりますが、御質問させていただきます。一日から始まって、きょう、後藤知事はじめ、市川福祉保健部長、ある

いは山本障害福祉課長も北口にお集まりいただいて、セレモニーと、それからクリアファイルを配布いたしました。私も宮本議員ともども並んで、こわもてのおじさんが渡すということが警戒されたのかどうか分かりませんが、受け取らないんですね。そうはいつでもかなりたくさん配りましたが、受け取らない。特に高校生ですね。固有名詞はあまり出しませんが、北口方面の高校生は本当に受け取らない。

目標額が1億8,500万円という数字を先ほどのセレモニーで伺いましたけれども、高校生があれば目標額に達するのかなと非常に心配になってしまいました。ですから、クリアファイルを受け取らないということは、いわんや募金をしないということなんですよ。ですから、それは各学校に行けば、当然、学校全体で、生徒会だとかそういったところでやるのかもしれませんが、きょうのあの現場を見ていると心配になってしまう。つまり、募金の意識があるのかないかという、そういうことにまで行くのかなというふうに思っていました。

ですから、繰り返しますけれども、共同募金会がすることなのかもしれませんが、福祉保健部として、例えばそういった啓蒙・啓発活動というんでしょうかね、そういったものをどう取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

中山福祉保健総務課長 けさは御苦労さまでございました。一緒に配って、私もそう感じました。70周年の節目ということではありましたけれども、少し形骸化してきているのかなということは否めないところだろうと思います。したがって、この募金がどのようなものに生かされているのかということをもう一度、小さい小中学生ぐらいから大人の方々までわかっていただくような周知・普及の仕方が必要かと思いましたので、その旨を共同募金会の山梨県支部にもお伝えして、普及・啓発に努めていきたいと思っております。

佐藤委員 実は私も保護司として行ったりとか、あるいは地区の育成会として街頭に立ったこともあります。そのときには、ここに箱を抱えて、もう半分は強制的に手を出してしまうみたいなそんなこともありましたけれども、きょうの段階で、やっぱりクリアファイルがいいか悪いかじゃなくて、あれは我々がやっているのに閉ざしてしまうということ自体がちょっと私は不思議だったんですね。ですから、それはそれとして、目標額をクリアするためじゃなくて、それがどのように使われるのかということも考えながら、ぜひ県としても御指導をいただきたいと思っております。

中山福祉保健総務課長 委員の御指示に沿って、共同募金会と連携をして普及・啓発に努めてまいります。よろしく申し上げます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、11月4日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・8月22日から24日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県外調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以上

教育厚生委員長 遠藤 浩